

玄海原子力発電所1号機及び2号機の廃止措置計画の変更に係る 確認結果について

令和5年11月
原子力安全対策課

1 経緯

九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）は、廃止措置実施中の玄海原子力発電所1号機及び2号機について、廃止措置を円滑に進めていくために廃止措置計画の一部を変更するとして、原子力規制委員会に対し、令和4年12月28日に廃止措置計画変更認可申請を行った。

原子力規制委員会は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の34第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第4項の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第119条各号に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているかどうかを審査している。審査に当たっては、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第13112716号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）に基づき審査している。審査においては、ヒアリングを2回、審査会合を2回実施し、審査の結果を令和5年9月11日付けで「九州電力株式会社玄海原子力発電所1号炉に係る廃止措置計画変更認可申請書に関する審査書」及び「九州電力株式会社玄海原子力発電所2号炉に係る廃止措置計画変更認可申請書に関する審査書」（以下「審査書」という。）としてとりまとめ、同日、九州電力に対して廃止措置計画の変更を認可している。

なお、廃止措置計画の変更認可については、重要なものを除いて、原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁の長官が専決処理できると定められており、本件は、専決処理により認可されている。

県としては、令和4年12月28日に九州電力から「原子力発電所の安全確保に関する協定」第4条に基づく事前了解願いが提出されたため、周辺地域住民の安全確保と周辺環境の保全の観点から、廃止措置計画の変更内容について九州電力から聴取するとともに、審査書の内容を確認してきた。

2 廃止措置計画の変更概要

1号機及び2号機の廃止措置計画の主な変更内容は以下のとおり。

(1) 使用済燃料の崩壊熱の減少に伴う性能維持施設の変更

- ・ 使用済燃料の崩壊熱の減少に伴い、性能維持施設である1、2号機の使用

済燃料貯蔵設備の機能のうち冷却機能を削除する。

- ・ 使用済燃料の冷却が不要となったことにより、非常用電源設備（ディーゼル発電機）、原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水冷却器及び原子炉補機冷却水サージタンク）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）を性能維持施設から除外する。

(2) 廃液蒸発装置（1、2号機共用）の1号機設置設備から2号機設置設備への変更及び濃縮液バッチタンク（1、2号機共用）の維持台数の変更

- ・ 性能維持施設である廃液蒸発装置（1、2号機共用）について、1号機の廃液蒸発装置から2号機の廃液蒸発装置に変更する。
- ・ 1号機の廃液蒸発装置室の補助遮へいを性能維持施設から除外、2号機の廃液蒸発装置室の補助遮へいを性能維持施設に追加し、原子炉施設の一般構造として区分する。
- ・ 1号機の濃縮液バッチタンク（1、2号機共用）を性能維持施設から除外し、濃縮液バッチタンクの維持台数を変更する。

(3) 使用済燃料乾式貯蔵施設（1、2、3、4号機共用）を廃止措置対象施設へ追加する。

3 原子力規制委員会の審査内容

原子力規制委員会では、九州電力が令和4年12月28日に申請した「玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書」及び「玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書」（以下「申請書」という。）を以下のとおり審査した結果、廃止措置計画の認可の基準に適合しているものと認められるとしている。

3-1. 申請書本文に対する審査の内容

(1) 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

原子力規制委員会は、九州電力が、原子炉設置変更許可がなされた使用済燃料乾式貯蔵施設（1、2、3、4号機共用）を廃止措置対象施設として定めていることを確認したことから、審査基準に適合するものと判断している。

(2) 性能維持施設

原子力規制委員会は、以下の九州電力の当該廃止措置計画の変更内容等を確認し、審査基準に適合していると判断している。

① 使用済燃料の崩壊熱の減少に伴う性能維持施設の変更

- ・ 使用済燃料の崩壊熱の減少に伴い、使用済燃料の冷却が不要となったため、

性能維持施設である使用済燃料貯蔵設備の機能のうち冷却機能を削除するとしている。

- ・使用済燃料の冷却が不要となったことにより、非常用電源設備（ディーゼル発電機）、原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水冷却器及び原子炉補機冷却水サージタンク）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）を性能維持施設から除外するとしている。

なお、原子力規制委員会は、商用電源を喪失した際の使用済燃料の冷却について、以下の事項を確認している。

- ・九州電力が実機試験として、令和2年6月1日から令和2年10月26日の間、1、2号機の使用済燃料ピット冷却停止試験を行った結果、使用済燃料ピットの最高水温は、1号機は54.7℃、2号機は51.3℃を上限として推移し、保安規定で定める施設運用上の基準である65℃を下回る。
- ・燃料取替用水タンクによる給水機能を引き続き維持し、ポンプに頼らない自重による使用済燃料ピットへの注水が可能である。
- ・保安規定において電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のために活動する体制の整備を規定している。また、自主設備として可搬型のディーゼル発電機、水中ポンプ等の資機材を配置し、これらの資機材を用いて使用済燃料ピットへ給水する手順を定めている。さらに、これらの資機材の配置や手順については、今後も継続して維持される。

② 廃液蒸発装置の1号機設置設備から2号機設置設備への変更

- ・性能維持施設である廃液蒸発装置（1、2号機共用）について、1号機の廃液蒸発装置から2号機の廃液蒸発装置に変更するとしている。
- ・1号機の廃液蒸発装置での放射性液体廃棄物の処理の取りやめに伴い、1号機原子炉補助建屋の廃液蒸発装置室の補助遮へいを性能維持施設から除外するとしている。
- ・原子炉補助建屋（補助遮へい）について、2号機の廃液蒸発装置室の補助遮へいを性能維持施設に追加し、原子炉施設の一般構造として区分している。
- ・性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方に変更はない。

なお、原子力規制委員会は、廃液蒸発装置等について以下の事項を確認している。

- ・1号機の廃液蒸発装置と2号機の廃液蒸発装置は同じ処理容量であり放射性液体廃棄物の処理に影響がない。
- ・2号機の廃液蒸発装置及び2号機の廃液蒸発装置室の補助遮へいはこれまで性能維持施設としていなかったが、現在も自主的に維持管理が行われて

おり、今後、定期事業者検査において実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）への適合を確認した後使用を開始するとしている。

③ 濃縮液バッチタンクの維持台数の変更

- ・性能維持施設である濃縮液バッチタンク（1、2号機共用）について、1号機の濃縮液バッチタンクを性能維持施設から除外し、2号機の濃縮液バッチタンクのみを性能維持施設とするとしている。

なお、原子力規制委員会は、濃縮液バッチタンク（1、2号機共用）について、以下の事項を確認している。

- ・濃縮液バッチタンク（1、2号機共用）の台数を3基から2基としているが、2号機廃止措置計画認可以降の使用量の実績等を踏まえ放射性液体廃棄物の処理に影響がなく、性能を維持すべき期間にわたって、適切に維持管理するとしている。

(3) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

原子力規制委員会は、以下の九州電力の当該廃止措置計画の変更内容等を確認し、審査基準に適合していると判断している。

- ・新たに性能維持施設とする2号機の廃液蒸発装置（1、2号機共用）の位置、構造及び設備について、設備名称、維持台数及び必要な機能を示している。
- ・2号機の廃液蒸発装置（1、2号機共用）の性能について、放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であることとしていること、2号機の廃液蒸発装置が維持すべき機能ごとにその性能を満たすために必要な仕様等について、原子炉設置許可等を受けて設計、製作されたものを引き続き使用するため、既許認可どおりとしている。
- ・2号機の廃液蒸発装置（1、2号機共用）を維持すべき期間について、「性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方」に基づき、放射性液体廃棄物の処理完了までとしている。
- ・新たに性能維持施設とする2号機の廃液蒸発装置室の補助遮へいの位置、構造及び設備について、設備名称、維持台数及び必要な機能を示している。
- ・2号機の廃液蒸発装置室の補助遮へいの性能について、放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であることとしており、2号機の廃液蒸発装置室の補助遮へいが維持すべき機能ごとにその性能を満たすために必要な仕様等について、原子炉設置許可等を受けて設計、製作されたものを引き続き使用するため、既許認可どおりとしている。

- ・ 2号機の廃液蒸発装置室の補助遮へいを維持すべき期間について、「性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方」に基づき、線源となる設備の解体完了までとしている。

(4) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

原子力規制委員会は、以下の九州電力の当該廃止措置計画の変更内容等を確認し、審査基準に適合していると判断している。

- ・ 1号機の廃液蒸発装置での放射性液体廃棄物の処理を取りやめ、2号機の廃液蒸発装置で処理するとしている。
- ・ 1号機の濃縮液バッチタンクでの放射性液体廃棄物の処理を取りやめ、2号機の濃縮液バッチタンクで処理するとしている。
- ・ 放射性液体廃棄物は、原子炉運転中と同様に発生から貯蔵及び処理等の各段階において、廃棄物の漏えい、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるよう、適切に処理を行い管理放出するとしている。

3-2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査の内容

(1) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

原子力規制委員会は、使用済燃料乾式貯蔵施設（1、2、3、4号機共用）が玄海原子力発電所の廃止措置対象施設の管理区域全体図等に追加されていることを確認し、審査基準に適合するものと判断している。

(2) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

原子力規制委員会は、以下の九州電力の当該廃止措置計画の変更内容等を確認し、審査基準に適合していると判断している。

- ・ 1号機の使用済燃料ピットの冷却機能及び当該機能のための非常用電源設備（ディーゼル発電機）、原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水冷却器及び原子炉補機冷却水サージタンク）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）を性能維持施設から除外することについて、3-1(2)①のとおりである。
- ・ 放射性廃棄物の廃棄施設のうち1号機の廃液蒸発装置、1号機の廃液蒸発装置室の補助遮へい及び濃縮液バッチタンクに関し、性能維持施設として維持する対象を変更することについて、3-1(2)②及び③のとおりである。
- ・ 蓄電池による電源供給機能を引き続き維持し、非常用照明による照明機能等に対して、適切な容量を確保するとしている。

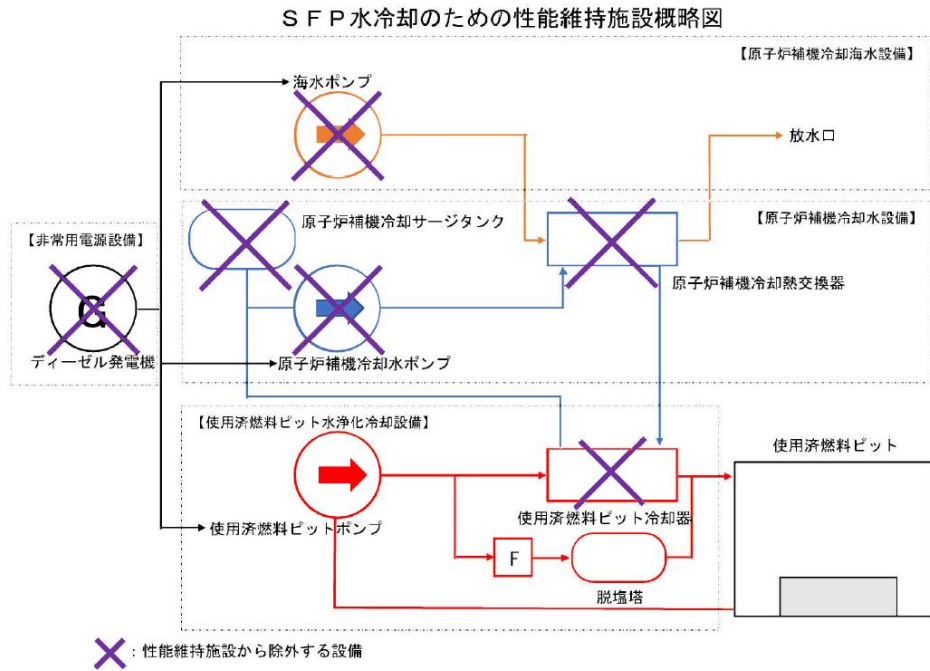


図1 性能維持施設から除外する設備（使用済燃料ピット冷却設備）（九州電力）
（第31回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合資料 1-1 より）

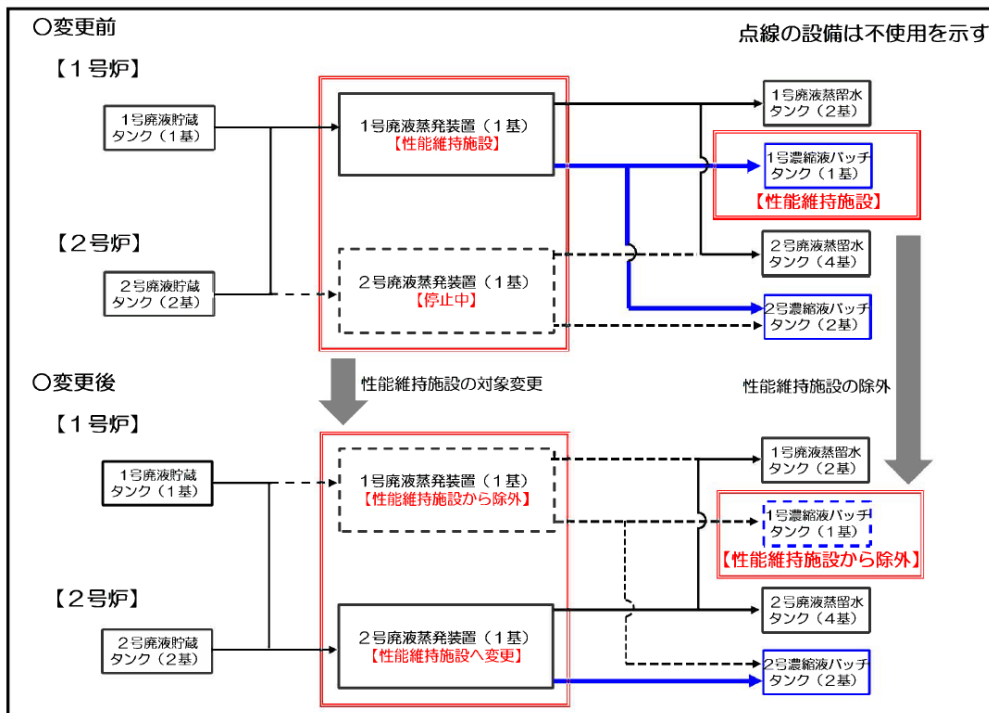
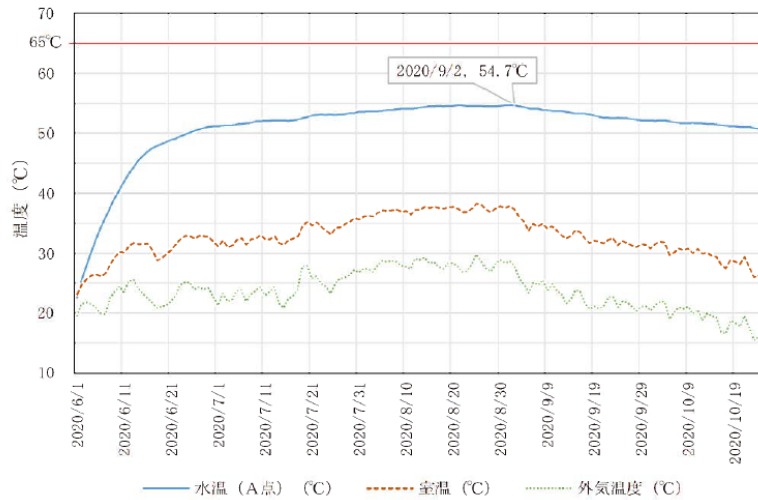


図2 性能維持施設から除外する設備（廃液処理設備）（九州電力）
（第31回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合資料 1-1 より）

【玄海1号炉 水温測定結果】

- SFPの水温、室温及び外気温度の日平均値のグラフを以下に示す。
- SFPの水温は、初期段階では使用済燃料の崩壊熱の影響により上昇し、7月中旬に概ね平衡状態に達し、その後は外気温度の上昇に伴い、9月2日に最高水温(54.7℃)を記録した。その後、外気温度の低下に伴い、SFPの水温も低下した。
- 測定期間中のSFPの最高水温は、保安規定の基準値(65℃)に対して約10℃の余裕がある。



【玄海2号炉 水温測定結果】

- SFPの水温、室温及び外気温度の日平均値のグラフを以下に示す。
- SFPの水温は、初期段階では使用済燃料の崩壊熱の影響により上昇し、7月中旬に概ね平衡状態に達し、その後は外気温度の上昇に伴い、9月1日に最高水温(51.3℃)を記録した。その後、外気温度の低下に伴い、SFPの水温も低下した。
- 測定期間中のSFPの最高水温は、保安規定の基準値(65℃)に対して約14℃の余裕がある。

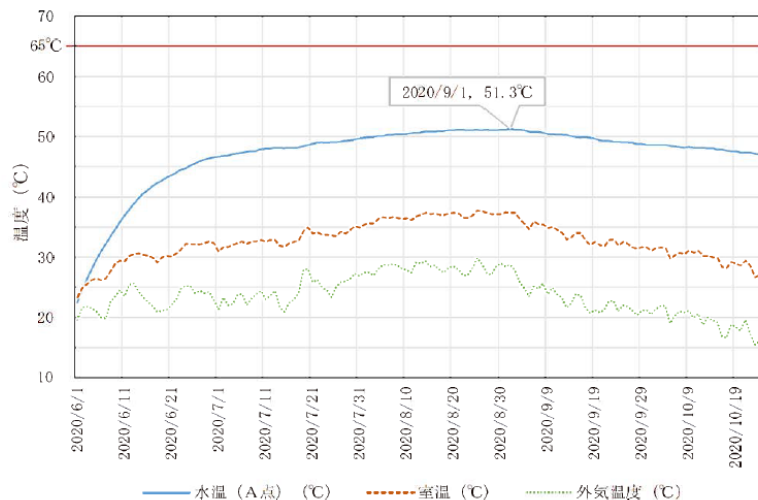


図3 1、2号機の使用済燃料ピット冷却停止試験結果(九州電力)
(第31回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合資料1-1より)

4 専門家からの助言及び九州電力等への確認

今回の申請内容の確認にあたって、佐賀県原子力安全専門部会の委員のうち、出光一哉部会長、原子力発電所のシステムに見識が広い藤本望委員及び守田幸路委員に技術的な助言等を求めた。

各委員には、県から九州電力が原子力規制委員会に提出した審査資料、原子力規制委員会が取りまとめた審査書等を提供し、説明を行った上で、技術的な助言等を求めた。

県は、専門家からの助言も踏まえ、九州電力が原子力規制委員会に提出した申請書、原子力規制委員会が行った審査の内容及びその審査結果を確認した。その際、九州電力や原子力規制庁に直接聞き取りなどを行った。

4-1. 九州電力への確認結果

(1) 使用済燃料ピット冷却器の管理について

確 認 内 容
使用済燃料ピット冷却器については、性能維持施設から除外後も、何かあった時に使えるよう自主管理するとのことだが、どれくらいの期間維持する計画か。 また、維持する期間の保守についてはどのように行うのか。
回 答
<ul style="list-style-type: none">・使用済燃料ピット内に使用済燃料を保管する間は維持することとしている。・ただし、保管する体数が非常に少なくなる等、作業の際の室温改善の観点からも冷却が不要となった場合は、使用済燃料保管中であっても廃止を検討する。・保守については、性能維持施設としていたこれまでと同様の頻度で開放点検を行うことを考えている。・なお、その他の設備の今後の管理・運用方針は表1、2のとおり。

表 1. 設備の今後の運用について（使用済燃料ピット冷却設備関係）

No	設備区分	設備名称	施設管理区分（変更後）	今後の運用	維持期間	
1	使用済燃料ピット（SFP）水浄化冷却設備	浄化	・SFPポンプ ・SFP脱塩塔 ・配管	「性能維持施設」として引続き維持管理する。	SFP水の浄化が必要な場合に、SFPポンプ及び脱塩塔を使用し浄化を行う。	SFPに貯蔵している燃料の搬出完了まで
		冷却	・SFPポンプ ・SFP冷却器 ・配管（冷却系）	SFPポンプは浄化設備と兼用しているため「性能維持施設」として引続き維持管理する。 SFP冷却器、配管（冷却系）は、「自主管理設備」として維持管理する。	SFP水温が55℃を超える恐れがある場合やSFP冷却設備の健全性確認（1回/月）等で冷却予定	
2	原子炉補機冷却水設備※	原子炉補機冷却水冷却器	「自主管理設備」として維持管理する。	2号廃液蒸発装置、アスファルト固化装置等の放射性廃棄物処理設備に原子炉補機冷却水を供給するため使用する。	放射性廃棄物の処理完了まで	
		原子炉補機冷却水ポンプ				
		原子炉補機冷却水サージタンク				
3	非常用電源設備※	ディーゼル発電機	「自主管理設備」として維持管理する。	今後、代替電源への移行や廃止を検討する。	代替電源への移行完了又は廃止決定まで	
4	原子炉補機冷却海水設備※	海水ポンプ	「自主管理設備」として維持管理する。	原子炉補機冷却水冷却器等への冷却水の供給及び液体廃棄物の放出時に希釈水を供給するため使用する。	放射性廃棄物の処理・放出完了まで	

※原子炉補機冷却水設備、非常用電源設備、原子炉補機冷却海水設備は、設備の早期解体撤去を視野に今後の運用及び維持期間について検討中であり、変更の可能性がある。（廃止措置計画変更認可申請は必要なし）

表 2. 設備の今後の運用について（廃液処理設備関係）

No	設備区分	設備名称	施設管理区分（変更後）	今後の運用	維持期間
1		1号廃液蒸発装置	「それ以外の設備」とする。	使用を停止し、第2段階以降に解体撤去する。	—
		2号廃液蒸発装置	「性能維持施設」とする。	維持管理する。	放射性液体廃棄物の処理完了まで
2	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	1号濃縮液バッチタンク	「それ以外の設備」とする。	使用を停止し、第2段階以降に解体撤去する。	—
		2号濃縮液バッチタンク	「性能維持施設」として引続き維持管理する。	維持管理する。	放射性液体廃棄物の処理完了まで
3		1号廃液蒸留水タンク	「性能維持施設」として引続き維持管理する。	維持管理する。	放射性液体廃棄物の処理完了まで
		2号廃液蒸留水タンク			
4		1号廃液貯蔵タンク	「性能維持施設」として引続き維持管理する。	維持管理する。	放射性液体廃棄物の処理完了まで
		2号廃液貯蔵タンク			
5	その他の主要な構造	1号原子炉補助建屋（補助遮へい（廃液蒸発装置室））	「それ以外の設備」とする。	使用を停止し、第2段階以降に解体撤去する。	—
		2号原子炉補助建屋（補助遮へい（廃液蒸発装置室））	「性能維持施設」とする。	維持管理する。	線源となる設備の解体完了まで

性能維持施設：審査基準に規定されている、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設

自主管理設備：保安規定で定める保全対象設備のうち、「性能維持施設」以外の設備

それ以外の設備：「性能維持施設」、「自主管理設備」以外の設備

(2) 使用済燃料ピットの運用方針について

確認内容
使用済燃料ピット冷却設備を停止した場合、使用済燃料ピットの運用はどのように計画しているのか。
回答
<ul style="list-style-type: none">・水位及び水温について、保安規定に施設運用上の基準を以下のとおり定めており、この基準は、冷却停止後も変更はない。<ul style="list-style-type: none">➤ 水位：EL+10.90m 以上➤ 水温：65℃以下・水位については、蒸散により低下するが、基準値の4～7 cm手前まで低下した場合に水の補給を行う。・水温については、55℃を超えるおそれがある場合や作業環境の改善が必要な場合に冷却を行う。また、使用済燃料ピット冷却設備の健全性確認の観点で、月1回冷却を行う予定としている。・なお、4号機に保管している1、2号機燃料は、現在の廃止措置計画上、1、2号機使用済燃料ピットに戻すことはできず、1、2号機使用済燃料ピットの保管量が増加し発熱量が増加することはない。

(3) 廃液処理について

確認内容
濃縮液バッチタンクの数3基から2基に減らすとされているが、今後の廃止措置の進捗で、必要となる処理量が増加することはないのか。 また、廃液蒸発装置、アスファルト固化装置に冷却水が供給できない場合、使用を停止するとされているが、停止中の廃液の保管余裕ほどの程度か。
回答
<ul style="list-style-type: none">・廃止措置中の1、2号機において、廃液の主な発生要因は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">➤ 機器の点検等に伴い発生する廃液➤ 放射線業務従事者の手洗い排水・今後の進捗により、第2段階以降に実施する放射線管理区域内の設備の解体撤去に伴い、解体機器内の残水が発生する。・廃止措置中に発生するこれらの廃液は、運転中に発生する廃液に比べて非常に少なく、廃液蒸発装置の数も2基から1基に削減していることから、濃縮液バッチタンクを3基から2基に削減しても容量に問題はない。・また、廃液貯蔵タンクは、運転中と同数を維持管理することとしている。仮に廃液蒸発装置等が数か月間使用ができなくても、タンクには十分な余裕があるため問題ない。・この他、以下のタンク等に水があり、今後処理が必要であるが、②～④は燃

料搬出後に処理する予定であり、処理の方法については、それまでに検討を行う。

- ① 2号機冷却材貯蔵タンク
- ② 1、2号機使用済燃料ピット
- ③ 1、2号機燃料取替用水タンク
- ④ 2号機 A/B 内燃料取替用チャンネル

4-2. 原子力規制庁への確認結果

(1) 審査の主な観点について

審査の主な観点について、原子力規制庁に確認した結果は以下のとおり。

- ・使用済燃料ピットの冷却を不要とする変更について、関西電力(株)美浜1号機で前例があり、技術的に新たな論点はなかった。
- ・九州電力が実機試験を実施し、夏場においても使用済燃料ピットの温度が保安規定で定める基準値 65℃を十分下回ることを確認している。
- ・仮に 65℃を超えて水が減ってしまうような緊急事態に陥った場合でも、それ以外の設備を利用して、給水することができることを確認している。
- ・性能維持施設である廃液蒸発装置を1号機設備から2号機設備に変更することについて、性能維持施設とする2号機設備は、設備として新たなものを導入するわけではなく、処理量も1号機設備と同様である。
- ・2号機設備は現在運転を停止しているが、今後問題なく機能維持が可能であるかという観点で確認している。

(2) 性能維持施設から除外した設備の取扱いについて

廃液蒸発装置については、1号機設備が性能維持施設から除外され、2号機設備は次の定期事業者検査において技術基準規則への適合確認後に使用を開始するとされている。

2号機設備が使用できない場合の取扱いについて、原子力規制庁に確認した結果は以下のとおり。

- ・規制上は、性能維持施設である2号機設備を維持管理して使用することが前提となる。
- ・廃液蒸発装置で処理する対象は低線量かつ処理量も少なく、廃止措置中、常に廃液が増えていくような状況ではない。
- ・仮に2号機設備が故障しても、すぐに処理が必要になることはないと考えられるため、修理をして使うということで十分対応が可能と考える。
- ・一方で、使用できる状態が維持されていれば、仮に2号機設備が故障して、至急廃液の処理が必要となった場合に、1号機設備を使用することは問題ないとする。

(3) 専決処理について

本件は、原子力規制庁長官の専決処理で認可されているが、その理由について、原子力規制庁に確認した結果は以下のとおり。

- ・ 廃止措置計画の変更認可については、重要なものを除いて、長官が専決処理できると定められている。
- ・ 重要な案件については、必要に応じて原子力規制委員会に諮ることになっている。
- ・ 新規に廃止措置計画を策定した際や、大きな変更を行う場合、新しい設備・手法を取り入れる等のこれまでに前例のない変更を行う場合などは、原子力規制委員会に諮ることが考えられる。
- ・ 本件の場合、他電力での実績があり、技術的な論点はなかったため、専決処理を行った。

5 まとめ

県としては、原子力規制委員会の審査の内容及び審査結果について、審査書を確認するとともに九州電力及び原子力規制庁に聞き取りを行った結果、変更後の廃止措置計画においても法令要求に適合していることを確認した。

【参考】

年月日	経緯
H27. 3. 18	九州電力は玄海1号機の運転停止を決定
H27. 4. 27	玄海1号機の運転終了
H29. 7. 13	玄海1号機の廃止措置を開始
H31. 2. 13	九州電力は玄海2号機の運転停止を決定
H31. 4. 9	玄海2号機の運転終了
R 2. 6. 29	玄海2号機の廃止措置を開始
R 4. 12. 28	九州電力は県に対し、安全協定に基づき、玄海1号機及び2号機の廃止措置計画の変更について、事前了解願いを提出（原子力規制委員会へは廃止措置計画の変更認可を申請）
R 5. 2. 13 5. 18	原子力規制庁による審査会合
R 5. 9. 11	原子力規制委員会は、玄海1号機及び2号機の廃止措置計画の変更を認可
R 5. 10. 12	県は、佐賀県原子力安全専門部会 出光部会長から意見聴取
R 5. 10. 16	県は、佐賀県原子力安全専門部会 藤本委員、守田委員から意見聴取
R 5. 10. 25 ～11. 16	県は、佐賀県原子力安全専門部会委員からの助言等を踏まえ、九州電力に詳細を確認
R 5. 11. 2	県は、原子力規制庁と面談、詳細を確認
R 5. 11. 14	県は、玄海原子力発電所の現地確認を実施

《参考資料》

- ・九州電力株式会社玄海原子力発電所1号炉に係る廃止措置計画変更認可申請書に関する審査書 <令和5年9月11日 原子力規制庁>
- ・九州電力株式会社玄海原子力発電所2号炉に係る廃止措置計画変更認可申請書に関する審査書 <令和5年9月11日 原子力規制庁>